介護保険制度の申請から認定・サービス利用の流れ

《相談

- ・申請の窓口》
- 大里広域市町村圏組合介護保険課
- ・市役所長寿いきがい課 ・妻沼行政センター 福祉係
- ・大里行政センター 市民福祉係
- ・江南行政センター 市民福祉係

要介護認定申請

●「要介護認定」申請に必要なもの

- 「申請書」(窓口にあります。)
- ・介護保険の保険証(65歳以上の方)
- ・健康保険の保険証(64歳以下の方)
- 個人番号カード又は通知カード
- ※申請書には、主治医の氏名・医療機関名・所在地・ 電話番後を記入する欄がありますので、申請前に 必ず確認してください。

訪問調査。

- ●調査員が自宅・入院先 の病院等を訪問し、心 身の状況等74項目 について聞き取り調 査を行います。
- ※新規・区分変更申請は、平日の9~16時の間に調査します。

天師の意見書

●行政側から、主治医に傷病や心身状況に関する 意見書の作成を依頼します。

また、「主治医意見書問」 診票」は、記入して主治 医に提出してください。

要介護認定を受けない

●「基本チェックリスト」を実施※チェックリストは、お近くの地域包括支援センターでも実施可能です。



(基本チェックリスト) 「該当」・「非該当」を確認

※この場合の「該当」とは、総合事業の「介 護予防・生活支援サービス事業」(※①)の対 象者に当てはまることを言います。



担当地区の

地域包括支援センターに

- ●自分で訪問
- ●地域包括支援センターからの連絡を希望

《要介護認定》※結果は自宅宛に通知でお知らせします。

予防給付希望

要介護1~5

要支援1.2

<u>へ、・・・・</u> (※①)のサービス のみ希望 非該当 (※基チェックリスト「該当」)



施設入所希望

アウク雑士採事

居宅介護支援事業所に相談 ケアプランを作成(P13へ)

在宅介護希望

地域包括支援センターに相談 ケアプランを作成(P12へ) 地域包括支援センターに相談 ケアプランを作成(P12へ)



《介護給付》

特別養護老人ホームなど

●居宅サービス

- 訪問介護
- 通所介護
- ・短期入所 など
- ●地域密着型サービス
- グ ルーフ ホーム
- 小規模多機能

など

《予防給付》

●介護予防サービス

- 介護予防訪問看護
- 介護予防通所リハビリなど
- ●地域密着型介護予防サービス
- 介護予防小規模多機能

など

《総合事業》

- ●介護予防・生活支援サービス事業(※①)
- 訪問型サービス
- 通所型サービス
- その他の生活支援サービス

●一般介護予防事業

(※全ての高齢者が利用可)

- 介護予防普及啓発事業
- 地域介護予防活動支援事業 など